

中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2023 年 10 月 27 日号 (No.409)

I. 重要法令等の解説

1. 「データ越境流動の規範化及び促進に関する規定 (意見募集稿)」

森・濱田松本法律事務所

中国プラクティスグループ

<https://www.mhmjapan.com/>

II. 注目法令等の紹介

本号編集責任者：石本 茂彦

1. 「企業標準化促進規則」

III. その他の法令等一覧

I. 重要法令等の解説

1. 「データ越境流動の規範化及び促進に関する規定 (意見募集稿)」¹

国家インターネット情報弁公室 2023 年 9 月 28 日公布、意見募集期限 2023 年 10 月 15 日

執筆担当：崔 俊、塩崎 耕平、森 規光

「個人情報保護法」²上、個人情報を域外移転するにあたっては、安全評価への合格、認証の取得又は標準契約の締結の条件のいずれかを満たす必要がある。このうち、標準契約については「個人情報域外移転標準契約規則」³において、標準契約の雛型が提示され、かつ 2023 年 11 月末⁴までに標準契約と個人情報保護影響評価を併せて当局に対して届け出しなければならないと規定された。この届出義務は個人情報の性質や数量に関係なく課せられるものであったため、中国に拠点を有する多くの企業が上記期限内の届出に向けて標準契約及び個人情報保護影響評価の準備に着手している状況である。

このような状況の中、2023 年 9 月 28 日、国家インターネット情報弁公室は、「データ越境流動の規範化及び促進に関する規定 (意見募集稿)」を公表した⁵。この意見募集稿において、従業員情報の域外移転や年間 1 万人未満の個人情報の域外移転については、標準契約の締結等の条件成就是不要とする免除規定が設けられている。この免除規定により、すでに標準契約及び個人情報保護影響評価の準備を進めている企業においても、届出に向けた対応が不要となる可能性がある。

また、この意見募集稿においては、重要データに関する域外移転規制についても実務的に関心の高い規定が設けられている。

「個人情報保護法」上、個人情報を域外移転するにあたっては、安全評価への合格、

¹ 原文「规范和促进数据跨境流动规定 (征求意见稿)」

² [本ニュースレターNo.359 \(2021年9月21日発行\)](#) をご参照。

³ [本ニュースレターNo.394 \(2023年3月10日発行\)](#) をご参照。

⁴ 標準契約規則 13 条で定める猶予期間の満了日

⁵ 本意見募集稿は、意見募集を踏まえて内容が修正される可能性があり、正式に公布・施行されるまでは法的拘束力を有しない。

中国最新法令〈速報〉

認証の取得又は標準契約の締結等の条件（以下「前提条件」という。）のいずれかを満たす必要がある。国家インターネット情報弁公室（以下「ネット情報弁公室」という。）は、2022年7月から立て続けに「データ域外移転安全評価規則」⁶（以下「評価規則」という。）、「個人情報保護認証実施規則」⁷、「個人情報域外移転標準契約規則」（以下「標準契約規則」という。）を公布し、域外移転における前提条件に関する規定を整備してきた。これらの前提条件のうち、評価規則に基づきデータ域外移転安全評価⁸が要求される場合を除いては、個人情報移転標準契約の締結⁹により対応しようとする考え方が実務的には一般的である¹⁰。

この標準契約については、標準契約規則において、標準契約の雛型が提示され、かつ2023年11月末までに標準契約と個人情報保護影響評価を併せて当局に対して届け出なければならないと規定されている。しかし、2023年9月28日に公表された「データ越境流動の規範化及び促進に関する規定（意見募集稿）」（以下「本意見募集稿」という。）は、域外移転規制を緩和する方向の内容となっており、未だ正式版でない意見募集稿（草案）の段階であるが、実務的なインパクトが大きい。主な内容は以下のとおりである。

（1）前提条件の充足が免除される事由の列挙

本意見募集稿は、個人情報の域外移転にあたって、前提条件の充足を不要とする事由を以下のとおり列挙した。

1. **域内で収集生成されたものではない個人情報**を域外に提供する場合¹¹（3条）
2. **個人を一方の当事者とする契約の締結、履行のために必要**があり、例えば越境ショッピング、越境送金、航空券・ホテルの予約、査証手続等において、域外に個人情報を提供しなければならない場合（4条1号）
3. 法により定められた労働規則制度及び法により締結された集団契約に従い人材資源管理を実施するにあたり、**域外に内部従業員の個人情報**を提供しなければならない場合（4条2号）
4. **緊急の状況**において自然人の生命・健康及び財産の安全を保護する等のために、域外に個人情報を提供しなければならない場合（4条3号）

⁶ [本ニュースレターNo.381（2022年8月12日発行）](#)をご参照。

⁷ [本ニュースレターNo.389（2022年12月9日発行）](#)をご参照。

⁸ 例えば、北京インターネット情報弁公室は、首都医科大学付属北京友誼病院及び中国国際航空株主会社がデータ域外移転安全評価に合格した情報を開示した（http://kw.beijing.gov.cn/art/2023/1/31/art_9664_639014.html）。

⁹ 例えば、北京インターネット情報弁公室は、個人情報の域外移転に関する標準契約の届出に合格した事例（北京徳易信息技术と香港ノバルティス誠信が締結した個人情報の域外移転に関する標準契約書）を公表した（<https://open.beijing.gov.cn/html/kfdt/sddt/2023/6/1688089710672.html>）。

¹⁰ 本ニュースレター発行時点では公表情報の限りで、個人情報保護認証を通過した事例は見つからず、認証機構については、中国ネット安全審査技術及び認証センターが開示したデータ安全認証業務管理システム（<https://data.isccc.gov.cn/#/pip/login>）しか確認できない。

¹¹ 域外で生成された個人情報を外国から受領し、当該個人情報を域外に再移転する場合等が想定される。

中国最新法令 < 速報 >

5. 1年間で域外に1万人分未満の個人情報を提供する見込みである場合（5条）

これらの事由のうち、特に実務的にインパクトが大きいものは3及び5と考えられる。

上記3により、グローバル企業が、中国企業の従業員の個人情報を国外グループ会社と共有する場合には、域外移転の前提条件を充足する必要がないことになる。但し、「法により定められた労働規則制度及び法により締結された集団契約に従う」ことが条件となっているため、従業員の個人情報の域外移転について規定した就業規則や個人情報取扱規程等の整備が必要である。

次に、上記5により、域外に移転する個人情報が多くない企業においては前提条件の充足が不要となる。これにより、B to B企業において、域外移転する個人情報が、従業員情報のほかには、取引先の担当者等の個人情報しかないような場合には、前提条件の充足が不要となる場合が多いと考えられる。なお、「個人情報保護法」で要求されている域外移転に対する本人からの同意取得については引き続き対応する必要があるとされている。

なお、5条における、域外移転が見込まれるデータ数量の算定に関しては、4条に基づいて免除対象になる個人情報の数量が含まれるかどうかについて明確ではない等、具体的な算定方法につき、本意見募集稿の制定版及びネット情報弁公室による更なる解釈等を待つ必要がある。

(2) 重要データに関する域外移転規制

「データ安全法」12において重要データを域外移転するためには安全評価に合格する必要があるとされている。しかし、評価規則19条で、重要データについて「一旦改竄、破壊、漏洩又は違法取得、違法利用等を受けると、国の安全、経済運営、社会の安定、公共の健康及び安全等が脅かされる可能性のあるデータ」と定義しているものの、現段階では、自動車業界を除き13、各地区／部門による関連業種、分野の重要データ目録の制定はまだされていない14ため、企業にとって、取り扱うデータが重要データに該当するかどうか不明確であり、重要データの域外移転について現時点で何かしらの対応をする必要があるのかが不透明ということが実務において悩ましいとされているところである。

この点、本意見募集稿は、関連部門又は地域から重要データとして告知又は公开发表されていない場合には、データ取扱者は、重要データとしてデータ越境移転安全評価を申告する必要があることを明確に規定した（2条）。かかる規定に基づき、企業

¹² [本ニュースレターNo.354（2021年6月25日発行）](#)をご参照。

¹³ 2021年10月1日に施行された「自動車データ安全管理若干規定（試行）」（[本ニュースレターNo.359（2021年9月21日発行）](#)）においては自動車業界における重要データの具体的な内容を規定している。

¹⁴ 2017年8月30日に公表された「情報安全技術 データ国外移転安全評価ガイドライン（意見募集稿）」の付録Aにおいては、重要データの定義及び各分野主管部門の関連規定に基づき、各業種（分野）の重要データの範囲が示されていたが、この意見募集稿は結局正式に公布・施行されるに至っていない。

中国最新法令〈速報〉

が重要データの存在を知らされていない場合、又は取り扱うデータが公開されている重要データ目録の範囲に含まれていない場合、重要データとしてデータ域外移転安全評価申告を行う必要がないことが明確にされることになる。

(3) 自由貿易試験区ネガティブリスト制度に関する規定

本意見募集稿では、初めて「ネガティブリスト制度」に関する規定が設けられた¹⁵。自由貿易試験区は、当該自由貿易試験区のデータ域外移転安全評価、個人情報域外移転標準契約、個人情報保護認証による管理範囲に組み込む必要があるデータリスト（以下「ネガティブリスト」という。）を自ら定め、省級ネットワーク安全情報化委員会の認可を得た後に、国のネットワーク情報部門に届け出ることができ、ネガティブリストに掲載されていないデータの域外移転については、データ域外移転安全評価の申告、個人情報域外移転標準契約の締結、個人情報保護認証の通過が必要ないことになるという制度である¹⁶（7条）。但し、「ネガティブリスト制度」が具体的にどのように実施されるかについては、更なる解釈を待つ必要がある。

(4) 今後の対応

本意見募集稿については、すでに意見募集期間が終了しており、今後は寄せられた意見や更なる審議等を踏まえてその内容が修正される可能性があることから、正式に公布される際に、本意見募集稿と異なる内容が含まれる可能性も完全には否定できない。但し、本意見募集稿の内容からは、中国当局が、個人情報の域外移転規制に関し、企業（及び当局）の負担を軽減しようとする傾向がうかがわれ、域外移転に関する前提条件を免除する規定の方向性は、本意見募集稿から維持される可能性がそれなりにあると考えられる。そのため、企業にとっては、まずは本意見募集稿における免除規定が適用される客観的な状況が存在するかについて検証し、そのうえで、どう対応していくか検討する必要があると思われる。

（全 11 条）

¹⁵ 「深センにおける中国の特色ある社会主義先行モデル区の建設における市場参入の若干の特別措置の緩和に関する意見」で、国家及び業界データ域外移転安全管理制度枠組において、データ越境移転安全管理試行の実施を奨励することが提起されていた。原本「国家发展改革委 商务部关于深圳建设中国特色社会主义先行示范区放宽市场准入若干特别措施的意见」（https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-01/26/content_5670555.htm）をご参照。

¹⁶ 2023年7月25日公布された「国務院による外商投資環境のさらなる最適化による外商投資誘致活動の強化に関する意見」（以下「本意見」という。）の五の十四条では、ネットワーク安全、個人情報保護法等の法律における要求事項を実施し、条件を満たす外商投資企業に対して、「優遇措置」を設け、重要データ及び個人情報域外移転安全評価を効率的に実施すること、北京、天津、上海、等の地域を支援し、データ域外移転安全評価、個人情報保護認証、個人情報域外移転標準契約等を実施する際、自由に移動可能なデータの一般リストの作成を模索することが記載されている。本意見募集稿の「ネガティブリスト制度」は、本意見の趣旨に合致するものであり、「優遇措置」の一つと考えられる。本意見については、[本ニュースレターNo.405（2023年9月8日発行）](#)をご参照。

中国最新法令 < 速報 >

II. 注目法令等の紹介

1. 「企業標準化促進規則」¹⁷

国家市場監督管理総局 2023年8月31日公布、2024年1月1日施行

執筆担当：戴 楽天、井村 俊介

「企業標準化促進規則」（以下「本規則」という。）は、2018年の標準化法の改正施行等を受けて、1990年に公布された「企業標準化管理規則」を全面改正するものである。主なポイントは以下のとおりである。

- (1) 企業が行う製品の生産やサービスの提供は標準に基づかなければならないところ、関連標準（国家標準等）が存在しない場合には、企業自ら企業標準を制定しなければならないが、当該企業標準には、実験・検査・評価の方法の明記が必要となる（7条、12条）。
- (2) 企業が制定した企業標準について、開示された機能指標と性能指標が国家推薦標準の要求を下回った場合に、この旨を明示しなければならないと規定された（14条）。

上記のほか、本規則では、企業標準の制定プロセス、企業の標準化の促進、当局による監督管理措置等が規定されている。

(全 36 条)

III. その他の法令等一覧

2023年9月25日から2023年10月9日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである(上記にて取り扱った法令等を除く。)

1. 「保険販売行為管理規則」
(原文: 保险销售行为管理办法)
(国家金融監督管理総局、2023年9月20日公布、2024年3月1日施行)
2. 「電力品質管理規則(試行)(意見募集稿)」
(原文: 电能质量管理办法(暂行)(征求意见稿))
(国家發展改革委員会、2023年9月22日公布、意見募集期限 2023年10月22日)
3. 「高リスク性体育項目の経営における許可管理規則(改正草案)(意見募集稿)」
(原文: 经营高危险性体育项目许可管理办法(修订草案)(征求意见稿))
(国家体育総局、2023年9月22日公布、意見募集期限 2023年10月22日)

¹⁷ 原文「企业标准化促进办法」

中国最新法令 < 速報 >

文献情報

- 論文 「中国最新法律事情 (276) 「外商投資環境のさらなる最適化による外商投資誘致活動の強化に関する意見」の制定」
- 掲載誌 国際商事法務 Vol.51 No.10
- 著者 水本 真矢、森 康明、胡 勤芳 (共著)

NEWS

➤ 札幌オフィス業務開始のお知らせ

札幌オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として、2023年10月23日より、正式に業務を開始いたしました。

札幌オフィスには、M&A、事業承継、スタートアップ等において豊富な経験を有するパートナーである立石 光宏 弁護士に加え、稲津 康太 弁護士が所属し、他の国内拠点（東京、大阪、名古屋、福岡及び高松）及び海外拠点（北京・上海・シンガポール・バンコク・ヤンゴン・ホーチミン・ハノイ・ジャカルタ・ニューヨーク）、並びにその他の国の提携法律事務所等と密に連携をとりながら、M&A・スタートアップ・事業承継・再生可能エネルギー等のインフラ/エネルギー関連・危機管理・ファイナンス・訴訟・事業再生・クロスボーダー取引をはじめとする幅広い分野において最先端のリーガル・サポートを提供し、北海道の経済発展に微力ながら寄与してまいり所存です。

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔
鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、青山慎一、富永裕真、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、福澤寛人、渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、児玉祐基、森琢真、吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、張雪駿、沈暘、李昕陽

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1

丸の内パークビルディング

TEL : 03-5220-1839

FAX : 03-5220-1739

✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号

恒生銀行大廈 6 階 200120

TEL : +86-21-6841-2500

FAX : +86-21-6841-2811

✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号

北京發展大廈 316 号室 100004

TEL : +86-10-6590-9292

FAX : +86-10-6590-9290

✉ beijing@mhm-global.com